中央区健康福祉まつり２００９実行委員会規約

（名称）
第1条　この会は、中央区健康福祉まつり２００９実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）
第2条　実行委員会は、中央区健康福祉まつり２００９（以下「健康福祉まつり」という。）の企画と運営を行い、ノーマライゼーションの推進を図ることを目的に設置する。

（実行委員会の所掌事項）
第3条　実行委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
（1）健康福祉まつりの実施計画に関すること
（2）健康福祉まつりの実施に関すること
（3）健康福祉まつりの運営に関すること
（4）健康福祉まつりの警備に関すること
（5）健康福祉まつりの評価に関すること

（実行委員会の委員）
第4条　実行委員会の委員は、次の掲げる者をもって構成する。
（1）地域活動団体、ボランティア団体、福祉関係団体の構成員及び登録ボランティアで、参加申出のある者
（2）関係行政機関の職員

（組織）
第5条　実行委員会は委員の互選により、委員長、副委員長、書記を置く。
2　委員長は、実行委員会を招集し、会務を総括するものとし、副委員長は、委員長に事故ある時
その職務を代理する。
3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4　実行委員会には、第4条の委員のほか、あらかじめ委員長が認める者が出席する事が出来る。

（小委員会）
第6条　実行委員会の下に、小委員会を置くことが出来る。

（委員の任期）
第7条　委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

（事務局）
第8条　実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。
　2　事務局の庶務は、中央区及び中央区社会福祉協議会が共同で処理する。

（委任）
第9条　この規約の実施に関して、必要な事項は、委員長が別に定める。

平成21年6月4日　健康福祉まつり2009実行委員会決定